

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
超音波診断装置 1式	東京都渋谷区広尾 4-1-22 日本赤十字社医療 センター 契約管財課	平成26年3月10日	株式会社日立メディコ 東京都千代田区外神田 4-14-1	11,427,000円 (消費税込)	当該機器は、当院が求める性能を有することから、契約の性質又は目的が競争を許さないため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
生化学自動分析装置 1式	東京都渋谷区広尾 4-1-22 日本赤十字社医療 センター 契約管財課	平成26年3月3日	株式会社スズケン中央 支店 東京都千代田区神田佐 久間川岸59番地	21,000,000円 (消費税込)	購入後、10年が経過し老朽化が進み検査の測定値に影響が出ており、早急に更新が必要であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の緊急の必要により競争を付することができない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	
I P A D A I R 一式	東京都渋谷区広尾 4-1-22 日本赤十字社医療 センター 契約管財課	平成26年3月14日	株式会社 日興商会 東京都品川区大崎5丁 目3番6号	2,321,316円 (消費税込)	早急に機器を購入する必要があったことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	

- 備考
- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
 - (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
 - (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)
筋電図・誘発電位検査装置 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成26年1月9日	日本光電東京株式会社 東京都品川区東五反田1-11-15 電波ビル3F	2,500,000円	当該機器を製造しているメーカーであり、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。	
電子内視鏡セット追加スコープ 一式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	平成26年1月10日	富士フィルムメディカル株式会社 東京都港区西麻布2-26-30	3,839,850円	当該機器は、既存のシステムの増設であり、契約の性質又は目的が競争を許さないため（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。